

平成 30 年度第 2 回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：平成30年(2018年)9月18日(火)9時30分～11時00分
場所：滋賀県庁 北新館5階 5A会議室

出席委員：

12名中9名出席

出席：前畑部会長、石谷委員、菊池委員、籠谷委員、酒井委員、中村委員、西野委員
河本委員(代理 澤志 氏)、福原委員

欠席：荒木委員、石上委員、西田委員

議題：

- (1) 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について(素案)
- (2) 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の策定について(素案)

配布資料

- 委員名簿・配席表
- 資料1-1 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の一部改正(素案)について
- 資料1-2 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の一部改正のスケジュール(予定)
- 資料1-3 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例
- 資料2-1 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の策定について(概要)
- 資料2-2 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第4次)(素案)
- 資料2-3 計画策定のスケジュール
- 参考資料 平成30年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成30年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は12名中9名が出席であり、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・自然環境保全課長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・各議題について審議がなされた。

議題(1)「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について(素案)

<事務局から資料1-1、資料1-2および資料1-3について説明を行った>

・事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

方向性はわかった。

条文改正案は次回確認するというだけでよいか。

事務局：

庁内で詰めているところ。第3回には示したい。できればそれまでに検討状況などを何らかの形でお示しできたらと考えている。

委員：

方向性はわかった。妥当な改正と思う。

施行された場合、保護増殖事業に関して、認定されれば技術的助言をもらえるようになると思うが、申請もせず、認定を受けずに保護増殖事業等を行う場合に規制は発生するか。

事務局：

罰則までは考えていない。例えば保護増殖をする際に、現行、捕獲は原則禁止している。認定したところにはこの原則禁止を緩和していくなど、規制を設けるというよりは、認定された団体に一定のインセンティブを与えて裾野を広げていきたい。

委員：

保護増殖事業の保護指針については、具体的に条例化を考えているのか。

事務局：

保護指針については、法では具体的な種ごとに指針が定まっているが、今回の条例改正では条例化は考えておらず、種毎のマニュアルを別途つくりたい。

委員：

指針は具体的にどう検討し、実施を予定しているか。

事務局：

具体のプロセスについての議論はこれからであるが、専門家のご意見を伺い、かつ当審議会へ何らかの形で報告しご意見をいただくなどし、確定していきたい。

委員

この問題は重要であり、保護増殖を現在行っている団体を知っているが、「専門家の指導を受けながら実施しているから問題ない」とおっしゃられるが、これについてコメントし

づらい。例えば希少魚類の再放流についても、イチモンジタナゴの事例で言えば、「全県的にDNAが同じであるため全県的に再放流しても問題ない。」と言われるが、コメントしづらい。DNAについても正しい調べ方をしなければいけないが、実際は何を調べられているかはわからず、重要な課題である。

深い議論をして指針を作成して欲しい。

委員：

指針の準備を同時に進めていくのがよい。

委員：

保護増殖を進めるのはいいことと思う。私も保護増殖活動をされている団体を知っているが、当然善意で行われている。しかし結果として、例えばハリヨであれば遺伝子の攪乱を招いたということもあるので、指針を作成し、申請団体に対して助言するのはいいが、申請せずに独自にする人も出てくるかもしれないので、広く県民に対して広報をした方がよいと思うがいかがか。

事務局：

委員ご意見のとおり、善意で行われるものの結果として学術的に問題のある行為につながりかねないおそれもあるので、県としては、規制をかけず皆さんとともに正しい方向に向いていきたいと思いますという趣旨で制度改正を行いたい。

周知については、関係団体に事前ヒアリングもしたいと考えているほか、指針作成にあたっては、一方的な押しつけにならないよう、専門家等や既活動団体のご意見をしっかり反映して作成する。

また、県民向けにチラシやポスター、H. P. などで積極的な周知に努めたい。

委員：

因みに、先ほど話のあったハリヨについては、醒ヶ井において北海道からマスの稚魚を入れた際に、国内外来種のイトヨが混じっており、ハリヨと混雑してしまったなど、非意図的な導入となったようである。こういう事例もある。

委員：

希少種保全の思いを持つ企業や個人は多いが、助言をもらう専門家を選びそこなっているケースがあり、例えば一般の方から見れば大学の先生などはすべからず専門家となり、こうした方の助言によっておすみつきをもらっているとなりがちで、その活動が本当に適正であるかどうか。誤ったことをやってしまうと不可逆的となってしまう分野であることの意識が浸透していないこともあるし、個の意見に依存するのではなくて、例えば魚類であれば魚類学会のガイドラインもあるし、県の指針もきちんと提示した上で、こうした活動が個人の考えに引きずられないよう、客観的な指針を伝えられるような機会として本改正を活かしてほしい。

事務局：

保護増殖についてのご心配の声を多くお聞きしたが、我々も同じく心配しており、ましてや善意により行われているものであるため非常にやりにくいものであるが、今の段階よりよくしたいとの思いが根底にある。

きっちりされている団体もあればそうでないところもあるが、我々も依って立つ指針をきっちり持っていないために今は指導がしにくい現状。

保護増殖事業をしっかり位置付けていくためには根拠となる指針が必要。

そのためには指針はしっかりとしたものではないといけないし、常に新しい情報を更新していく柔軟なものである必要がある。

みなさまのご意見をいただきながらいいものを作っていきたい。

委員：

参考に、日本生態学会等の地域性の原則などを当面援用するのもいいと思うので検討を。

議題（２）滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第４次）の策定について（素案）

<事務局から資料２－１、２－２および２－３について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

第１回の議事録について、確認依頼があった際に修正を指示したが修正されていない。

８ページ一番下、前回の説明で地元の方へのアンケート（カレンダー）が１１月頃であるということで、その時期では野菜やイネがあまり無く、被害レベルの報告としてはそれほど多く無いのではと質問をした。

１１月にしたのは山に無くて里に下りてくるからと思うが、必ずしも里に下りてくるのはその時期だけとは限らないと考えたので、それ以外の時期に被害が集中していれば、住民感情としてはもっと被害感情が強いのではないかという趣旨で発言をしたので、そのように修正をお願いしていた。

また、９ページの中ほど、「２０頭」ではなく「２００頭」と発言したとの修正を依頼していた。再度修正をお願いしたい。

事務局：

修正する。

委員：

管理というと通常、国の「半減」のように数値的な目標があると思うが、数値目標を設けないのは理由があるのか。

事務局：

これまでの計画でも設けておらず、引き続き設けていない。

国では新たに「半減」が設けられているが、県として数値目標を示すのは難しい。

まずはサルによる被害の軽減を図ることが重要と考えており、捕獲すればよいということではなく、3つの柱を総合的に実施して加害のレベルを下げることを県としては重きを置いている。

委員：

サルによる被害額や、被害面積等を下げるなどの数値目標は検討の余地がありそうだが。

委員：

農業被害が減少していると書いてあるが、加害レベルは上がっている。この原因はどう分析しているか。

計画期間の表記について、元号が変わるので、平成36年は2020年だけでよいと思う。

事務局：

加害レベルの判定は、本文19ページのとおり、出現回数レベル、被害発生頻度レベル、サルの様子の3つの指標の平均をもって加害レベルとしている。農作物被害が減っているので、被害発生頻度レベルはおそらく下がっていると思うが、加害レベルが下がって被害額が減少しているのではなく、防除の効果があがって減少していることによるので、出現回数やサルの様子が下がっておらず、直結していないと考えている。

元号の方は検討の上修正したい。

委員：

国の、平成35年度までに被害を与える個体群を半減するという目標について、レベルは具体的に示しているか。

事務局：

示されていない。

県としては、レベル7以上について個体数調整をできるとしているため、このあたりが線引きになるのではと考えている。

委員：

県内におけるニホンザルの生息状況、被害状況は全国と比べてどうか。

事務局：

全国の状況は把握できていないが、近隣府県と比べると、県内の群れは多い。例えば、京都府では分布がここまで連続しておらず、散在しており管理がしやすいと考えられる。

委員：

隣接県の個体群同士の交流状況はわかっているか。広域の管理を行う体制はあるのか。

事務局：

移動距離は長くないので、分布図で近隣府県とまたがっているところについてはまたがって移動しているが、他については基本的な行動範囲はこの範囲。

またがっているところの群れについて個体数調整をする話が出れば調整を行っている。

委員：

サルによる被害は農業被害だけでなく、屋根や電線の切断などいろんな方面にある。

被害レベルの過剰評価は大なり小なりあると思う。地元の声は全頭捕獲してほしいというものがほとんど。県が全頭捕獲の許可に踏み切れない理由も過剰評価や保護団体の意見などいろいろあると思う。

今まで簡易手続の上限を2割としていたところ、5割に引き上げることは、多少被害は減ると思う。

50%または40頭残しは、群れ毎の上限か、あるいはユニットの上限か。

事務局：

群れ毎の上限である。例えば100頭いる群れの場合、これまで5割（50頭）の捕獲をされていたが、改正案では40頭残しで60頭の捕獲が可能となるので、見直しは図れている。

委員：

推定であるが、100頭以上の群れはなかなか少ないと思われるため、ユニットに適用される上限かと期待したが。

了解した。

委員：

「オトナメス」とは専門用語か。「成獣メス」が一般的かと思うが、人間に近いからか。

事務局：

サルはこのように呼ぶようである。

委員：

個体数管理実施マニュアル8ページの捕獲後の個体の処理方法では、捕獲個体は山野に放置することなく焼却等、適正に処理するとされているが、捕獲者が現地で焼却をして帰ってくるのか。

以前、特定外来生物の除去を推進していこうという話があった際に、除去活動はみんな積極的に行うが、処分はどうすればよいかとなると、行政に梯子を外されることがあって、地元がオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウを一生懸命除去し、とてつもない量

になるが、これをどうすればよいかとなると、「市に聞いてくれ」と言われた。そこで大津市に連絡をすると、「勝手にそんなことをされては困る。今回は特別に受けるが今後は。」と。

そうすると、市民が継続的に自分のところを守っていかうとすることと、政策のはざまに陥ってしまう。推進していくのであれば、最後の出口まできちっとフォローできる体制をつくる必要があるではないかと感じた。

私自身も、セイヨウオナガバチを北海道で担当した際、法律ができたときに、生きたままの移動が法律違反になるので、その場で殺してくれと言われた。

サルの捕獲についてもこれを現場で行うのは長時間であろうし安全管理の面など、どのような形でされているのかを聞きたい。

事務局：

基本的には持って降りて焼却処分場で焼却。

サルに限って言えば狩猟は無いので、基本的に市町の事業で捕獲されるため、焼却等は市町の判断で適切に処分いただいていると考えている。

※議題の審議事項が終了した後、事務局からは、次回の部会は11月6日に開催予定である旨の説明があり部会は閉会した。